改正後	改正前
⑵　法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（証明規則第三条の二の測定器その他の設備にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して特性試験が行われることの確認に関する事項	⑵　法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して特性試験が行われることの確認に関する事項
［3　略］	［3　同上］
［4・5　略］	［4・5　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）を受けた第一条の規定による改正後の証明規則第三条の二に掲げる測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける日までは、第一条の規定による改正後の証明規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行前に法第二十四条の二第四項第二号の較正等を受けた第二条の規定による改正後の登録検査等規則第二条の二に掲げる測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける日までは、第二条の規定による改正後の登録検査等規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

○法務省告示第四百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十二日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社福栄建設	北海道札幌市北区北十一条西四丁目二番一―二百三号	型枠施工
有限会社興亜	埼玉県さいたま市桜区大字五関百七十三番地八	型枠施工
エヌシー産業株式会社	京都府京都市伏見区深草石峰寺山町四十二番地の六	プリント配線板製造
株式会社クリーン精光	京都府京都市伏見区南寝小屋町七番地	機械加工

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。